

公益財団法人 平和堂財団

2024年度 高校在学英奨学生募集要項

公益財団法人平和堂財団では、滋賀県内の高等学校又は特別支援学校の高等部（以下「高等学校」という）に学ぶ生徒で、経済的な理由で修学の継続が困難な者に対し、育英奨学金を給付し、その学習活動を支援します。

1. 募集の人員（2024年度新規給付奨学生）

- (1) 1年生（新入生）対象 滋賀県内で17名
- (2) 2・3・4年生（在学学生）対象 滋賀県内で23名（程度）

2. 給付の内容

(1) 育英奨学金の給付額

月額25,000円（年額30万円）を給付します。返済の必要はありません。

(2) 育英奨学金の給付期間（給付予約期間）

2024年4月から正規課程の最短修了年限の終期までの給付を予約します。ただし、毎年、新学期に給付の継続手続きが必要です。

なお、単位制課程の生徒については、給付期間を別に定めます。

(3) 育英奨学金の給付方法

①毎年、前期分と後期分に分け、それぞれ6ヶ月分ずつまとめて給付します。

- ・前期分（4月分から9月分まで） 5月に給付
- ・後期分（10月分から翌年3月分まで） 11月に給付

ただし、新規給付初年度（2024年度）の前期分の育英奨学金は、後期分給付時にまとめて一括給付します。

②育英奨学生又は保護者（又は後見人）の指定する金融機関の口座に振込送金します。ただし、給付時に高等学校に在学していない者及び休学している者には給付しません。

3. 応募者の資格

2024年4月に滋賀県内の高等学校に新しく1年生として入学した者（新入生）及び2・3・4年生として在学している者（在学学生）で、正規課程の最短修了年限での卒業が確実に見込める者のうち、次の（1）から（4）までの要件をすべて満たす者に限ります。ただし、県外に居住している者及び県外からの寄宿者は除きます。

- (1) 経済的な理由により修学の継続が困難で、正規課程の修了年限まで援助が必要と認められる者
- (2) 人物、学業ともに優れ、かつ向学心に燃えている者
- (3) 心身ともに健全な者
- (4) 他の団体や財団などから同種類の奨学金（返済義務のない奨学金）等の給付が同額（月額25,000円）を超えた額を受けていない者

4. 募集の方法

当財団は、在学学校長に応募資格者の選考と推薦を依頼し、推薦があった者を応募者として受け付けます。

5. 応募の手続き

当財団所定の「高校在学学生育英奨学金給付申請書」（別記様式第1号）に次の書類を添付し、在学学校長を通じて、当財団に提出してください。

- (1) 奨学金申請者家族調書（別記様式）
- (2) 在学学校長の推薦書（別記様式第2号）
- (3) 調査書（各校所定用紙。学習成績概評欄は、記入不要）
（学業成績、出欠状況等を記入。調査書形式以外でも可）
- (4) 生計を一にする家族の前年度の総収入の合計を証明できる書類等（写し可）

6. 応募書類の送り先

〒522-8511

彦根市西今町1番地 榊平和堂本部内

公益財団法人 平和堂財団

※応募書類は、すべて「書留」または「簡易書留」でお送りください。

7. 応募書類の締切

2024年10月15日（火）消印有効までに応募してください。

8. 選考の方法

奨学生選考委員会で候補者を選考し、その報告を受け当財団で育英奨学生を決定します。

9. 選考結果の通知

2024年11月30日までに在学学校長を通じて応募者に通知します。

10. その他

- (1) 育英奨学金を必要とする理由、家計の状況、生計を一にする家族の年間総収入等については、申請書提出のとき先生に十分に説明してください。
- (2) 募集についての問い合わせは、在学校の奨学金担当の先生又は平和堂財団事務局（担当 西塚 Tel 0749-23-4575）までお問い合わせください。
- (3) 応募書類提出後、申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、在学学校長を通じて、すみやかに平和堂財団事務局までご連絡ください。
- (4) 提出された応募書類は、返却しません。応募書類は、奨学生選考以外の目的には使用せず、当財団にて厳重に管理します。
- (5) 育英奨学生として採用が決定した者には、後日、育英奨学金を受けるために必要な書類を送付します。